

土木学会令和4年度全国大会実行委員会規程

令和4年2月7日 制 定

(総 則)

第1条 この規程は、土木学会令和4年度全国大会（以下、「全国大会」という。）の実施のため、特別に設置する委員会の組織及び運営に関する事項を定める。

(名 称)

第2条 この委員会は、土木学会令和4年度全国大会実行委員会（以下、「実行委員会」という。）と称する。

(目的・業務)

第3条 実行委員会は、令和4年度に関西支部において開催される全国大会の円滑な実施・運営にあたることを目的とし、特別講演会、年次学術講演会、研究討論会および交流会等を適宜計画し、実施する。

(実行委員会の組織・構成)

第4条 実行委員会の組織・構成は、別紙組織図のとおりとする。

(委員の職務)

第5条 委員長は、全国大会の企画・運営を総括する。

- 2 実行委員会の活動を円滑にするために、副委員長を置き、委員長に事故があるときには、副委員長がその職務を代行する。
- 3 委員は、全国大会の企画・運営の実行にあたる。
- 4 監査役は、関西支部監査役の内よりあて、実行委員会の会計を監査し、その結果を支部長に報告する。
- 5 実行委員会の委員は、土木学会関西支部長が委嘱する。

(部 会)

第6条 実行委員会に、事業ごとに部会をおく。

- 2 各部会には、部会長1名を置くものとし、部会長は担当部会を総括する。
- 3 各部会長は、必要に応じ委員の追加を行うことができる。

- 4 各部会には、副部会長1～3名程度を置くことができる。部会長に事故があるときには副部会長がその職務を代行する。
- 5 各部会には、職務の円滑な実行のため、必要に応じて班を設けることができる。
- 6 各班には班長1名を置くものとし、班長は班を総括する。

(部会の担当業務)

- 第7条 総務部会は、大会運営全般に関する掌握を担当し、いずれの部会にも属さない事項の計画・実施に関する業務と広報を担当する。
- 2 総務部会以外の部会は、担当事業の計画・実施に関する業務を担当する。

(常任委員会)

- 第8条 業務の円滑な実施を図るために当該年度の土木学会関西支部商議員会を常任委員会として設置する。
- 2 常任委員会の委員長は、当該年度の支部長が兼ねる。
 - 3 常任委員会の副委員長は、当該年度の副支部長が兼ねる。
 - 4 常任委員会の幹事長は、当該年度の幹事長が兼ねる。

(幹事会)

- 第9条 全国大会実施に関する重要事項を計画・審議し、また各部会間の総合調整を行うために、幹事会を設ける。
- 2 幹事会は、各部会長、各副部会長等とする。

(実行委員会の存続期間および委員の任期)

- 第10条 実行委員会の存続期間および委員の任期は、この規程の施行の日から全国大会に関する諸行事の終了ならびに決算報告の完了の日までとする。
- 2 委員が人事異動等により変更が生じた場合は、所属する機関において後任の調整をはかる。

(実行委員会の会計)

- 第11条 実行委員会の予算および決算は、常任委員会において報告するものとする。
- 2 実行委員会の契約締結・金銭出納・予算差引・清算に関する事務は土木学会関西支部の責任において、これを行うものとする。

(実行委員会の記録等の作成および保管)

第12条 常任委員会、実行委員会、幹事会等の議事録の作成・全国大会関係書類の保管は、実行委員会の存続期間内において、これを行うものとする。

(実行委員会の事務局)

第13条 実行委員会の事務局は、土木学会関西支部内におくものとする。

(規程の変更)

第14条 この規程は常任委員会の承認を得て変更することができる。

(附則)

第15条 この規程は、令和4年2月7日から施行する。